

平成17（2005）年度事業計画

平成17（2005）年4月1日から平成18（2006）年3月31日

特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク（Tウオッチ）

1. 基本方針

Tウオッチとして市民に役立つP R T R情報提供ウェブサイトを運営して2年が経過しました。昨年4月から小規模届出事業者への猶予がなくなり、P R T R制度の本格運用が始まりました。本年3月第3回の国による集計公表が行われました。この間、P R T Rの集計公表データは環境省や経済産業省のP R T R集計コーナーだけでなく、N I T E(独立行政法人製品評価技術基盤機構)や産業総合研究所、社団法人環境情報科学センターなど国の関連機関や各都道府県の環境情報、P R T Rコーナーなどさまざまなウェブサイトができています。また、市民向けの情報公開サイトとしてTウオッチとエコケミストリー研究会のウェブサイトなどがありますが、残念なことにまだまだ市民に知られていません。

たくさんあるP R T R関連ウェブサイトへのアクセス数が伸び悩んでいるのが現状です。環境省の集計公表コーナーとTウオッチのアクセス数がほぼ同数でしたが、年間3、4万件程度で、全国には4万件近い届出事業者すら、自らのデータがどのように公表されているのかすら確認していないのが実情だといえます。今年になってから、環境省がアクセス数を表示するカウンターをはずしてしまったので、市民の関心度ををはかることができなくなりました。

いかに市民にP R T R制度で集められた環境情報を伝えるのかが問われていると言えます。本年度の活動課題として、P R T R制度の普及啓発に力を注ぐ必要性があります。また、昨年11月に開催した国際市民セミナーを契機に「化学物質汚染のない地球をめざす東京宣言」の署名活動を行っています。今年度もこの実行委員会の中心メンバーとして取り組みを強化していきたいと考えています。また、EUの新化学物質政策であるR E A C Hに関する国際市民セミナーも継続して開催していきます。以下、具体的な活動内容をまとめました。

2. 重点課題

- ①市民が日常使用する商品に有害化学物質が含まれていることが調べられる商品データベースを作成し、ホームページで公開します。
- ②事業場からの排出データの国際比較を行うには、ウェブサイトの英語化が必要です。Tウオッチのホームページの英語化を順次実施していきます。国によるP R T R情報開示にあわせて、内容の改定を行っていきます。
- ③化学汚染のない地球をめざす東京宣言の署名活動を積極的に推進します。また、9月にはヨーロッパのNGOを招待し、EUの新化学物質政策であるR E A C Hの現状を学ぶ国際市民セミナーを開催し、国際的なNGOのネットワークを強化します。
- ④収支決算報告にもありましたが、N P O法人としての財政基盤の確立が急務です。安定的な収入を得るために、会員の拡大を図ります。また、賛助会員制度を立ち上げ、安定した財政基盤の確立と活動を支える事務局体制の整備に取り組みます。

3. 活動計画

(1) T ウォッチのウェブサイトの充実

- ①国による第3回のP R T R情報の集計公表を、市民にわかりやすい形に加工し、ウェブサイト等で提供します。データ検索の改定作業に早い時期から取り組み、6月にはリニューアルします。ホームページはエコケミストリー研究会と協力し、継続して維持していきます。
- ②会員間の情報交換やP R T Rデータについての議論ができるような掲示板を開設しましたが、ほとんど運用できていません。P R T Rデータの二次加工を双方向で実施できるよう会員に周知していきます。

(2) 学習会、地域セミナーなど普及啓発活動

- ①化学物質の環境リスクをどう考えていくのか、P R T R制度の市民的活用に関する普及啓発のために、連続学習会と地域セミナーを開催します。
学習会は①国による集計公表の説明、②移動体からの排出量の推計、③商品データベース地域セミナーとして、10月以降に新潟、高松、広島など3ヶ所以上で開催します。
- ②P R T R情報を活用して、地域で化学物質削減に取り組む市民やNGOを支援します。市民からの相談に応じられるような地域のNGOとの連絡体制を緊密化し、対応できるようにしていきます。P R T Rデータの読み方等について市民が企画した学習会に講師を派遣します。
- ③都道府県、政令市のP R T R担当窓口の一覧をホームページに掲載しましたが、化学物質担当窓口を設けていない市町村が多いことがわかりました。市町村に担当窓口を設けるよう働きかけます。
- ④地域で市民がどのようにP R T Rデータを活用できるのか、モデル地域を定め、その地域の汚染データの検討や対策などについて学習会やワークショップ等を実施し、地域住民と協同したケーススタディと普及啓発活動を行います。

(3) 調査、研究活動及び政策提言活動

- ①昨年からP R T R制度が本格運用されました。本年3月で3回のP R T Rデータの集計公表がありました。このデータを検討、解析し、市民生活に有効利用できるようなP R T Rデータの使い方を提案します。
- ②P R T R制度の見直しは7年ごとにあります。国でも見直しに向けた作業の準備が始まります。それにあわせて、有害化学物質に関する法制度の見直しや総合的な管理を目的とした政策提言を行いません。国のP R T R公表データや開示データの内容を検討し、届出対象外の推計方法に関するパブリックコメントに意見を提出し、P R T R制度を市民が利用できる有効な制度にしていきます。市民参加で有害化学物質の削減につなげていきます。
- ③ウェブ研究会を継続し、P R T Rの集計データの精度向上や推計方法の精度向上のために調査、研究活動を行います。

(4) リスクコミュニケーションの実践

- P R T Rデータを活用したリスクコミュニケーションを実践します。
- 企業の工場見学とリスクコミュニケーションの実施方法に関するケーススタディを増やし、よりよい実施方法を提案します。

市民からの要請があれば、そのためのインタープリターやファシリテーターを派遣します。
また、活動の積み重ねの中で、日本の現状に即したリスクコミュニケーションのあり方を研究し、提案していきます。

(5) 海外NGOとのネットワーク強化

①地球規模での有害化学物質削減のため、海外のNGOとのネットワーク化を強化していきます。
9月にヨーロッパからNGO代表を招き、EUの新化学物質政策REACH規制に関する国際市民セミナーを開催します。また、アジア地域の環境団体等との連携を図り、アジアネットワークを追求します。

②化学物質の表示システムの統一をめざすGHS国連勧告など、国際的な化学物質規制に関する情報収集に取り組み、その成果を学習会等で発表していきます。

(6) 広報、宣伝、マスコミ対策の強化

①安定した財政基盤の確立のため、会員拡大を図ります。また、賛助会員制度の導入を行います。
そのため、加入案内用のパンフレットの作成、会報の発行など広報、宣伝活動を強化します。

②PRTR制度の普及啓発活動や、Tウオッチの活動をより多くの市民に知ってもらうため、マスコミへの働きかけを強化します。